

日 時：令和6年9月11日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：小川委員長代理、大島委員、浅井委員、清水委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。

本日は、藤原委員長、加藤委員が御欠席でございます。

初めに、9月5日に第2回「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」が開催されましたので、検討会座長の清水委員に、その内容について御報告いただきたいと思っております。清水委員、よろしくお願ひいたします。

○清水委員 清水です。

今、御紹介いただきましたように、9月5日に「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」の第2回会合を開催いたしました。今回は事務局から3年ごと見直しに係る意見募集の結果の説明、今後の進め方、監視・監督活動及び漏えい等報告についての説明を行い、その後、議論を行いました。特に今後の検討の進め方については、意見募集の結果も踏まえ、四つあります。

まず一つ目は、課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度については検討会において議論を深める。

二つ目ですが、その他の主要論点については意見募集の結果も踏まえ、企業や団体、関係省庁や地方公共団体も含め多様なステークホルダーとしっかり対話をしつつ、当委員会において透明性が高い形で議論すること。

三つ目ですが、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般については、透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて具体的に検討に着手すること。

四つ目としまして、関係府省との連携、国際連携についても推進するということ。

この四つを事務局から御説明し、その方向性については構成員、関係団体から異論はございませんでした。

第3回以降の議論の状況につきましても、また御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○佐々木総務課長 ありがとうございました。

それでは、委員長代理に係る委員会決定の規定に基づきまして、小川委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○小川委員長代理 それでは、ただいまから第300回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つです。

議題1「国土交通大臣（国家資格等の登録等に関する事務（海技資格、小型船舶操縦資格））の全項目評価書（新規実施）の概要説明について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議題1について説明させていただきます。

番号法の規定により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときや重要な変更を加えようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。国土交通省が今回新たに実施する国家資格等の登録等に関する事務（海技資格、小型船舶操縦資格）については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

今回、国土交通省から当委員会に対し当該事務についての全項目評価書が提出されました。つきましては、個人情報保護委員会議事運営規程第9条の規定に基づき、国土交通省海事局の後藤海技課長及び木村専門官に御出席いただきたいと考えております。

○小川委員長代理 ただいまの説明のとおり、個人情報保護委員会議事運営規程第9条の規定に基づき、国土交通省職員に会議に出席していただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、出席を認めます。

（国土交通省職員入室）

○小川委員長代理 事務局からの説明のとおり、本日は国土交通省海事局海技課の後藤課長及び木村専門官に御出席していただいております。

それでは、提出いただいた全項目評価書の概要について説明をお願いいたします。

○後藤課長 国土交通省海事局で海技課長をしています、後藤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、国家資格等の登録等に関する事務（海技資格、小型船舶操縦資格）全項目評価書の御審議に当たりまして、説明させていただきます。

本評価書ですけれども、海技資格、小型船舶操縦資格の登録等に関する事務におきまして、新たに二つの特定個人情報ファイルを取り扱うことに伴い、作成をしているところです。海技資格、小型船舶操縦資格の国家資格につきましては、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステムとの連携等による資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略化を目指し、現在、令和7年度からのデジタル化の開始に向けて準備を進めているところでございます。

今回、デジタル庁が構築を行った、各資格管理者が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムを利用し、特定個人情報ファイルの管理を行うことから、当該システムを利用するに当たり、共通した事務の取扱いやリスク対策について、海技資格を例に説明させていただきます。

なお、国家資格等情報連携・活用システムにつきましては、既に厚生労働省所管の国家資格において運用を開始しております。

それでは、全項目評価書の概要を御説明いたします。特定個人情報ファイルを取り扱う事務につきましては、まず8ページの別添1「事務の内容」を御覧いただきたいと思えます。海技資格における資格の申請等につきましては、大きく二つの方法で行うこととしております。

一つ目は、この8ページ目に記載されているものになりますけれども、資格申請者の方が自身のマイナンバーカードを使い、マイナポータルから申請いただく方法を考えております。二つ目が現行の方法でございまして、申請を受け付ける地方運輸局等の窓口におきまして、紙での申請による登録を行う方法です。特定個人情報を取り扱うのは8ページ目のマイナポータルから申請いただく場合のみであり、従前からの紙での申請につきましては引き続き特定個人情報を取り扱わないことから、この評価書につきましてはマイナポータルから申請いただく場合を対象として記載させていただいております。

図の左上ですけれども、マイナポータルからの資格の取得申請を行う場合に、マイナポータルにログイン後、マイナンバーカードの電子証明書を利用して本人であることを確認します。その後、申請された個人番号を含む情報を国家資格等情報連携・活用システムに申請情報として登録を行い、さらにこの申請情報につきましては、国土交通省が管理しております海技資格制度事務処理システムへ連携を行うものと考えております。他方、この国土交通省のシステムとの連携に際しては、個人番号を除く資格情報について行うため、国土交通省のシステムでは特定個人情報ファイルを保有しません。

なお、マイナポータルを利用した申請におきましては、マイナンバーカードの券面事項入力補助機能により、個人番号や住所等の正確性を担保します。そして、受け付けた申請情報につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムに本人確認情報及び戸籍関係情報を照会することで、正確な情報を名簿情報として登録することが可能になるものと考えております。

また、一度登録した資格情報につきましても、定期的に本人確認情報や戸籍関係情報の照会を行うことで名簿情報の最新化を実現できるものとなっています。

小型船舶操縦資格につきましても、海技資格と同様に海技資格制度事務処理システムを利用しており、同様の事務フローとなります。

続きまして、リスク対策について御説明をさせていただきます。

まずは特定個人情報の入手に係るリスク対策です。24ページの「2. 特定個人情報の入手」のリスク1のところ「目的外の入手が行われるリスク」について御説明します。「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」について御覧いただきたいと思えます。オンライン申請からの入手の場合につきましては、マイナポータル経由で申請された対象者情報に基づき処理を行うため、対象者以外の情報を入手するというございけません。なお、マイナポータルを利用した申請におきましては、マイナンバーカードの

券面事項入力補助機能により、個人番号等の正確性を担保いたします。

また、住民基本台帳ネットワークシステムなどに照会する場合においても、照会処理の記録を確認することにより、対象者以外の特定個人情報が取り扱われていないか確認を行うこととしております。

続きまして、同じ24ページのリスク2「不適切な方法で入手が行われるリスク」を御覧いただきたいと思います。オンライン申請からの入手の場合は、マイナポータル申請情報登録画面を通じ、国家資格等情報連携・活用システムに登録されるという流れであるため、資格管理者が自らの操作により特定個人情報を入手することはなく、不適切な方法では情報を入手できないものとなっています。

続きまして、同じページですけれども、リスク3「入手した特定個人情報が不正確であるリスク」を御覧いただきたいと思います。入手の際の本人確認措置につきましては先ほど御説明させていただいているとおり、オンライン申請の場合には、マイナポータルにおいてマイナンバーカードの電子証明書を利用し、本人であることをまず確認します。その上で、個人番号の真正性確認につきましては、登録を受けようとする申請者のマイナンバーカードの券面事項入力補助機能を活用することでその改変を不可能ならしめることにより、真正性を担保するものでございます。また、申請情報につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムに本人確認情報を照会することにより、申請内容の正確性を担保するものです。

続きまして、「3. 特定個人情報の使用」におけるリスク対策として、26ページのリスク1「目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」の「事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容」を御覧いただきたいと思います。オンライン申請に当たり、マイナポータルを利用しますが、目的を超えた情報の紐付けが行われることがないように、マイナポータルと国家資格等情報連携・活用システムとの間におきましては、デジタル庁が定めておりますインターフェース仕様に沿って、決められたデータ項目のみを連携することとしております。また、申請情報につきましては、マイナポータルには保管されないよう制御されております。

続きまして、同じ26ページのリスク2「権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」を御覧いただきたいと思います。国家資格等情報連携・活用システムで取り扱います特定個人情報は、大変機微であることは言うまでもないことですが、その管理に当たりましては、権限のない者、例えば退職した職員などのアクセス権限が付与されていない職員によって不正に使用されないことがないように、退職者のID・パスワードの消去を直ちに行うとともに、新たに事務に携わる者ごとにアクセス権限を付与します。

また、事務従事者による国家資格等情報連携・活用システムへのログイン状況については、運用端末で確認できるようにしてあります。事務従事者による不正ログインの有無を定期的に確認することにより、ユーザー認証の管理の適正性を確認いたします。

なお、海技資格制度事務処理システムは国土交通省のシステムであり、特定個人情報そのものは取り扱いませんが、海技資格制度事務処理システムで保有する海技免状等のデータにつきましては国家資格等情報連携・活用システムと連携していますので、海技資格制度事務処理システムにつきましても事務従事者のアクセスを厳格に管理しています。

また、29ページ目の「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」に書いておりますけれども、国家資格等情報連携・活用システムの運用保守等の業務の委託先事業者から、特定個人情報ファイルの取扱い等の管理の状況につきましては、書面等により報告させるとともに、必要に応じて調査を実施します。

最後になりますけれども、「7. 特定個人情報の保管・消去」に関しまして御説明させていただきます。34ページ目のリスク1「特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の「⑤物理的対策」を御覧いただきたいと思います。国家資格等情報連携・活用システムについてはガバメントクラウドサービスの利用を前提としておりますが、当該クラウドが設置されておりますデータセンターは各種のセキュリティレベルが確保されており、日本国内に所在しています。また、当該専用クラウドのサービスにつきましても、高い水準のセキュリティ要求を満たすものとなっております。

なお、同じ34ページの「⑥技術的対策」にもありますように、クラウド事業者とは個人番号を内容に含む電子データの取扱いを行わない契約としており、加えて、クラウド事業者が個人番号等にアクセスできないようアクセス制御を行います。

36ページの「IV その他のリスク対策」に記載しておりますけれども、適切に事務従事者の当該システムの利用を管理し、必要な監督と指導を行います。

私からの説明は以上で終了させていただきます。説明させていただきましたリスク対策も含めまして、本評価書に記載の対策を確実に実施することにより、特定個人情報の適切な取扱いに全力を尽くしてまいり所存でございますので、御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○小川委員長代理 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見をお願いいたします。

小笠原委員。

○小笠原委員 御説明ありがとうございます。

質問ですけれども、従業員や職員の関係者への教育や研修についてお聞きしたいと思います。本事務においては複数の出先の機関においても新たに設置される端末によって本人確認情報の照会を行うことになっております。この点、そのような端末で国家資格を保有する者以外の特定個人情報についても閲覧が可能となることから、本事務以外の目的で特定個人情報が閲覧されることがないようにしなければならないということがあるかと思えます。

さらに、オンライン申請の受付開始に伴って事務フローの新設や変更が見込まれるということから、人手を介在させる作業において人為的なミスが発生する可能性があるところ、

事務が開始される前に職員へ十分な教育や研修を行う必要があるかと思われま。職員や従業員の方への特定個人情報の不適切な取扱いの事務処理の誤りが生じないように教育・研修をするということに関して、どのような頻度でどのような内容で実施するのかということに関して教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○後藤課長 御質問ありがとうございます。

まさに今、おっしゃられたように、出先機関の職員がこういった情報を取り扱わせていただくということについて、国土交通省といたしましては、国家資格等情報連携・活用システムの使用開始を来年6月以降に考えており、その開始前である来年5月までに、当該システムの使用に携わる職員に対して説明・研修する機会を設け、その中で特定個人情報の取扱いについてしっかりと教育を行っていくという考えでございまして、まず運用を開始する前にしっかりと運用に携わる者に対して研修をします。

その後ですけれども、少なくとも毎年1度、運用に携わる者に対して継続してしっかりと教育をしております。当然、途中で新たに人事異動等により運用に携わる者が出てきたら、その者に対しては当然その運用に携わる前にはしっかりと研修するという考えです。

具体的な研修の内容については、今、まさに詰めているところであり、ここで申し上げることができないのですけれども、御指摘いただいた点も含めましてしっかりとやっていきたいと考えております。

○小笠原委員 ありがとうございます。

○小川委員長代理 よろしいですか。

では、先ほど挙手された大島委員。

○大島委員 御説明ありがとうございます。

国土交通省関係の保護評価書の承認というのは今回初めてになるかと思ひます。改めて、将来における情報セキュリティに関わるインシデントへの対処方針についてお伺ひしたいと思ひております。

あつてはならないことですが、仮に情報セキュリティに関わるインシデントが発生した場合、迅速に組織内で情報を共有し、被害拡大対策を講ずる必要があるかと思ひます。この点、この事務においてはどのような流れで情報セキュリティに関わるインシデントを覚知し、その後、どのように組織内で情報共有がなされ、また、事態の対処をなされることになっているのか、具体的に教えていただきたいと思ひます。その際には、原課のみで対応するのではなく、国土交通省全体の個人情報保護を所管する大臣官房の担当部署などがどのように関わるのか、教えていただきたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。

○後藤課長 特定個人情報等の漏えい等のインシデント事案が発生した場合につきましては、国土交通省において、国土交通省保有個人情報等管理規程というものを定めております。その規程に基づき対処するという体制を構築しております。

例えば、そうしたインシデント事案が発生した場合につきましては、まず当該個人情

報の漏えい等を認識した職員から、当該特定個人情報等を管理する保護管理者、海事局でございまして海事局長に、まずは報告いたします。それに加えて、局長を補佐する役の保護担当者として課長級職員を指定しております。報告を受けた局長は、規則に基づき、その事案について調査を行います。

ただ一方で、先ほどお話がございましたように、まさに省内全体の情報について管理する担当部門である部署にも直ちに報告することとしており、省内では総括保護管理者である政策立案総括審議官に、調査と同時に報告するという流れを作っています。なお、個人の権利利益を害するおそれが大きく、内部の規則に定められているような事案に該当する場合につきましては、個人情報保護委員会に直ちに報告することとしております。

保護管理者である局長は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講ずるということを行いますけれども、さらに極めて重大な事案ということであった場合につきましては、その内容については国土交通大臣に速やかに報告するという形を取っています。局長のほうでは、さらに事案の発生した原因を分析して速やかに必要な措置を講ずる、報告と同時並行で原因究明・再発防止をやっていく、このような流れで対処するという形で、先ほど申し上げた管理規程に基づいて対応することとしております。

○小川委員長代理 よろしいですか。

○大島委員 ありがとうございます。

○小川委員長代理 ほかにございますか。

梶田委員、お願いします。

○梶田委員

従事者・職員への監督について質問させていただきます。本事務で取り扱う資格保有者数は二つの資格の合計で400万人を超えており、多くの特定個人情報を取り扱うこととなります。職員による興味本位での特定個人情報の閲覧といった不適切な取扱いが発生すれば、多くの国民の不安につながるものであり、特定個人情報の適正な取扱いのために整備されたルールや手順を逸脱した行為について早期に検知・対応するための仕組みをあらかじめ検討する必要があると考えています。

この点、興味本位の閲覧といった不適切な行為がないか、ログ監視や内部監査といった対応を行うとのことでしたが、どういった頻度でどのような監視や監査を行うのかを教えてください。

加えて、省内の個人情報保護部門や監査部門との連携も重要と考えていますが、その点、どのように対応していくのか教えていただきたいと思います。

以上です。

○後藤課長 御質問ありがとうございます。

まず、システムにアクセスが可能となる端末が置いてある場所について、全体像を御説明いたしますと、そちらの部屋は当然入室制限や施錠ということをまずは行き、興味本位で近づけないようにという対応をさせていただくことと考えております。

あと、当然ながら端末にアクセスできる職員を限定することが大事だと思っていて、そこはしっかりと絞って対応するようにしていきたいと思っています。アクセスする際は、IDやパスワードというのは我々の持っている国土交通省のシステムでも導入しているのですけれども、生体認証といったものを導入してよりセキュリティレベルを高くしていきたいと思っています。

先ほどおっしゃられた、ログやアクセスの状況につきましてはしっかりと記録をして、それを定期的に確認・分析してまいります。この定期的という部分につきましては、先ほど申し上げたとおり、その内容を含めて今、省内で詰めているという段階でございますので、その頻度・件数までは申し上げられないのですけれども、御指摘いただいた不正というのをいかになくしていくか、そもそも発生しないようにするかということについて、頂いた御意見を踏まえて頻度についてもしっかりと詰めていきたいと思っております。

省内の連携は、当然先ほど申し上げた、大臣官房や省内の全体の情報政策を取りまとめる情報政策課という課もございまして、そういったところもしっかり連携いたします。こちらのシステムに限らず情報を取り扱う省内の全関係部署に対しては点検をする、自己点検させてその内容によっては職員を指導するといったことができるような体制がまた別途あります。このシステムだけではなく、省内で今ある仕組みなどとも全部リンクさせて、しっかりと対応していきたいと考えております。

以上です。

○梶田委員 ありがとうございます。

○小川委員長代理 ほかにございますか。

清水委員。

○清水委員 昨年、先ほどお話がありましたように厚生労働省が資格管理者である場合の保護評価の審査を実施させていただいたのですけれども、その際にお答えいただいております責任分界点の再確認と、追加質問をさせていただきたいと思えます。

まず、今日は国土交通省だけいらっしゃっていますが、デジタル庁も担当されているということです。御説明では、国家資格等情報連携・活用システムについては資格管理者である国土交通省が利用の部分を担当される。それから、システムの開発構築はデジタル庁が担当されている。したがって、情報漏えいなどの問題が起きた場合、資格管理事務担当者による不正やアカウント管理の不備等に起因して漏えいが発生した場合は国土交通省の責任、情報漏えいがシステムの脆弱性が原因となって発生した場合はデジタル庁の責任と伺っておりますが、責任分界点の考え方は同じと考えてよろしいでしょうか。

○後藤課長 まさにおっしゃったとおりでございまして、利用の部分は国土交通省側で、システムの構築部分はデジタル庁側となっておりますので、システムの脆弱性に係るものについてはデジタル庁、先ほどおっしゃられたシステムの利用において、私どもの職員の不正やアカウント管理の不備に起因するものにつきましては国土交通省の責任と考えております。

○清水委員 ありがとうございます。

さらに今回、これに委託の関係も含めて確認をさせていただきたいと思います。評価書を拝見しますと、システム全体の運用保守を適切に行うために、国土交通省、デジタル庁、それから運用保守事業者の三者間で規約を結ぶと書いてあると思います。全体の取扱いを委託先一者にやらせると記載されています。具体的にはNTTデータ社と記載されているので、この一者が受託業務を担うと理解しておりますが、この場合、今、責任分界点ということで御説明がありました資格管理者である国土交通省、それからデジタル庁部分、それぞれの所掌部分をその下請であるNTTデータ社がそれぞれ両方とも受託すると理解しております。

そうしますと、一者が二つの委託元からの仕事を請け負うことになりますので、委託先事業者の作業を漏れなく、重複なく監督していくのかについてどのように工夫されるのかを教えてくださいたいと思います。

○木村専門官 お世話になります。私、国土交通省海事局海技課の木村と申します。私から回答させていただきます。

今、デジタル庁と話し合いが進んでいる最中でございます。こちらにつきましてもNTTデータ社を先日御紹介していただき、これからその監督部分についてどういう分界になって、重複せず、漏れなくやることのできるのかの調整を図っております。NTTデータ社におかれては既に厚生労働省の国家資格等の登録等に関する事務において運用をやられているということで、今、その資料の提供をお願いしているところです。今後、この部分について国土交通省のほうで漏れなくやるために、既に連携が始まっている厚生労働省の事務を参考にさせていただくということをご予定しております。

以上です。

○清水委員 ありがとうございます。

そうしましたら、厚生労働省における事務の開始は8月からと聞いておりますけれども、そういった御経験も踏まえて、今申しました漏れ・重複のない監督をしていただくということでお願いしたいと思います。

もう一つ気になっておりますのは、厚生労働省が管轄されている資格もNTTデータ社が受託されるのだと思います。異なる資格を、複数の省庁から受託されるということなので、NTTデータ社がおそらく委託先になるのですけれども、さらにその再委託まで予定されているようなので、かなり幅広がりにも再委託されていくのだらうなと思っています。そういう省庁をまたぐ資格について、同じ受託業者が厚生労働省の資格も取り扱い、国土交通省の資格も取り扱うみたいなことが起こるのかどうか、それとも完全に担当者を分けて管理していくのかどうかということが気になっているのですが、その点はいかがでしょうか。

○木村専門官 実はまだそちらの担当者を分けるということまで話が進んでおりません。デジタル庁と調整を図らせていただいて、清水委員の御意見を踏まえてデジタル庁とNTTデータ社を含めて調整をさせていただければと思います。

○清水委員 ありがとうございます。

最後なのですけれども、今回、委託先への特定個人情報ファイルの受渡し方法について評価書に書いていただいています。システム直接操作というのがメインだと理解していたのですが、それ以外に電子記録媒体を使う場合があることも予定されているようです。電子記録媒体はディスクか何かなのでしょうけれども、それ自体は暗号化や移送・廃棄の取扱いが評価書に書かれていることは把握しましたが、評価書の別紙には過去に重大事故が発生したことが書いてあります。この中には個人端末を使ったことにより起きた重大事故もあるかと思うのです。委託先、さらにはその再委託先に対する監督は、今はまだ検討中ということだと思いますが、委託先に関してはいろいろな資格を持っているところを選定すると書いてあります。その再委託先はどうするのかというところ、実際に業務をやられるのは再委託先だと思いますので、その辺りはしっかり監督をしていただきたいと考えております。何かその辺のところの話合いが進んでいけば、教えていただきたいです。

○木村専門官 まだそこまで進んでおりませんので、連携する来年の6月までに話をきちんと詰めたいと思います。

○清水委員 以上です。

では、よろしくどうぞお願いいたします。

○小川委員長代理 よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、質疑応答を終わらせていただきたいと思います。

それでは、国土交通省の後藤課長及び木村専門官、ありがとうございました。御退室ください。

○後藤課長 どうもありがとうございました。

(国土交通省職員退室)

○小川委員長代理 それでは、引き続き事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局 全項目評価書の概要の説明は以上となります。

本日の説明及び質疑応答の内容等を踏まえ、事務局において評価書の内容の精査を進めてまいります。後日、精査結果を御説明の上、御審議をいただきたいと考えております。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○小川委員長代理 ありがとうございました。

それでは、本日御説明いただいた全項目評価書の精査結果については、後日の説明を受け、審査をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようなので、そのように取り扱うことといたします。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

それでは、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は御退席願います。

(監督関係者以外退室)

○小川委員長代理 議題2「株式会社NTTマーケティングアクトProCX等における不正持ち出し事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について一部非公表)

○事務局 資料2-1、概要資料を用いて説明させていただきます。

第1には、「事案の概要」について記載しております。

第2「ProCX社及びBS社に対する対応状況」です。これまでの経緯ですが、コールセンター業務をProCX社に委託していた本件委託元のうちの1社であるA社は、令和4年1月から3月に顧客からの問合せを複数回受けたことで、令和4年4月、コールセンター業務の委託先であったProCX社に調査を依頼したところ、ProCX社はBS社と共に本件過去調査を実施したが、同年7月にA社に対し、個人データの漏えいは確認されなかった旨を報告しておりました。

当委員会は、令和5年10月20日、ProCX社及びBS社に対し、個人情報保護法第146条第1項の規定により報告等を求めまして、これについて同年11月10日、両社から報告書を受領しました。しかしながら、この報告書ではProCX社及びBS社は本件過去調査において不適切な調査報告が行われていたことが確認できているものの、不適切な調査報告が行われた経緯及び原因の解明には至っていないとして明らかにしなかったものであります。

そこで当委員会は、令和6年1月24日、ProCX社及びBS社に対し本件過去調査における不適切な調査報告の経緯及び原因をいまだに明らかにできていないことは、両社の組織的安全管理措置に不備があり、法第23条に違反していると認定し、法第148条第1項の規定により勧告を行いました。また、そのほかに確認された安全管理措置等の不備については、問題点を改善するよう法第147条の規定により指導を行いました。

「勧告に対する是正状況」です。ProCX社及びBS社は、当委員会が本件過去調査においてA社に事実とは異なる内容を回答した経緯及び原因を調査し、問題点を明らかにするよう勧告したことに対し、令和6年2月29日付け報告書において本件過去調査を検証し、複数の問題点があったものの、漏えいにつながる端緒を意図的に隠蔽したものではなかったと結論付けています。

また、発覚した複数の問題点についても、両社はNTT西日本が設置した調査委員会からの再発防止策の提言を受け、計画どおり再発防止策を実施しており、ProCX社及びBS社における勧告に係る措置は現時点において一定の取組が認められるものであります。

また、続けて「指導に対する改善状況」も報告させていただきます。ProCX社は当委員会からの人的安全管理措置、委託先の監督の不備に関する指導に対して再発防止策を実施しており、改善が認められたものです。

またBS社は、当委員会からの組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置の不備に関する指導に対して再発防止策を講じており、こちらも改善が認められたものです。

勧告に対する是正及び指導に対する改善状況については、詳細については資料2-2「当委員会からの勧告等に対する是正状況の概要」のとおりでございます。

続けて、第3「本件委託元に対する対応状況」です。これまでの経緯ですが、当委員会は令和6年4月26日から同年5月10日にかけて、69の本件委託元に対し法第146条第1項又は法第156条の規定により報告等を求め、本件委託元によるProCX社及びBS社に対する監督状況を調査してきました。調査の結果、事案発生当時の本件委託元にはProCX社との委託契約書における取決め及びProCX社の個人データ取扱状況の把握について、ガイドラインで求める委託先の監督措置と比較し不十分な点があることが判明いたしました。

本件事案におけるXによる不正持ち出しは所属組織であるBS社においても長年気付かずにいたものであるため、本件委託元による委託先の監督措置の不備が原因で不正持ち出しの未発覚に至ったとまでは言えないものの、本件事案による気づきを個人データの取扱いの委託を行う委託元全般に注意喚起することにより、委託先の取扱実態も含めて適切に監督を行うことへの意識を高めてもらえることに期待したいと考えております。

詳細については資料2-3「委託元に対する調査結果について」のとおりでございます。

続けて、第4「名簿業者に対する対応状況」を説明させていただきたいと思っております。説明者を替わらせていただきます。

○事務局 Xが個人データを売却していた先であるオプトアウト届出事業者2社に対する対応について、資料2-4で説明させていただきます。

第1は、「事案の概要等」を記載しております。

第2で、「立入検査で判明した事実関係の概要等」を記載しております。

まず、中央ビジネスについての概要を説明いたします。中央ビジネスは、平成28年から令和5年1月までの間、Xから個人データを取得しており、Xから取得した個人データの合計数は約650万人分であったということが分かりました。中央ビジネスはXから個人データを取得するに際し、初回の取得時にのみ口頭で「盗品ではない」という旨を確認したにとどまり、それ以上にXが個人データを取得した経緯等を確認したことはなかったとのことです。

中央ビジネスは令和4年3月31日までの間、Xから取得した個人データを第三者に提供していたということが確認できました。しかし、同年4月1日以降、中央ビジネスがXから取得した個人データを第三者に提供していたという事実は確認できませんでした。中央ビジネスはXとの1回の取引において平均約10万件の個人データを取得しておりました。中央ビジネスは令和5年1月20日、Xから取得した個人データ等を保存していたPCを岡山県警察に押収され、その後、同個人データ等を削除した上で中央ビジネスにPCが還付されております。

なお、中央ビジネスはPCのほかにXから取得した個人データ等のバックアップを保管しておりましたが、中央ビジネスは「バックアップのうち、Xから購入した個人データについては全て削除した。」という旨を述べておきまして、立入検査時にXから購入した個人データと思われるデータを発見するには至っておりません。

次に、ネクストステージについてです。ネクストステージは令和元年から令和2年までの間、合計6回にわたりXから個人データを取得していた状況でした。ネクストステージはXから個人データを取得するに際し、Xから定型文言をメールで送信させるにとどまり、それ以上にXに対し、Xが当該個人データを取得した経緯等を具体的に確認することまではしていなかったとのことです。

ネクストステージは令和6年2月29日までの間、Xから取得した個人データを含む全データから特定の条件で抽出した個人データを第三者に提供しておりました。ネクストステージは令和6年2月29日、Xから取得した個人データを削除いたしました。立入検査時にもネクストステージが同個人データを削除した痕跡を確認しております。

第3「法律上の問題点について」です。中央ビジネスについて、不適正取得の認定をしております。この点、第三者が個人データの提供について本人の同意を得ておらず、当該第三者による個人データの提供が法第27条第1項の規定に違反することを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該第三者から個人データの提供を受けて個人情報を取得することは法第20条第1項違反となります。本件において中央ビジネスは、Xから漫然と1回当たり平均約10万件、合計約650万件という大量の個人データを取得しておりました。この点、中央ビジネスは個人データの売買をその主たる業務とするオプトアウト届出事業者であり、多人数の本人全員から第三者提供についての同意を取ることが極めて困難であるということは、当事者として十分に認識していたはずの事業者であります。したがって、本件において中央ビジネスは、Xが第三者提供についての本人同意を得ることなく個人データを提供しようとしていることは当然に想定することができるものであり、中央ビジネスはXに本人同意の証跡の提出を求める等の方法によってXが本人同意を得ていないということを容易に知ることができたと言えます。

なお、Xがオプトアウト届出事業者として個人データの第三者提供を行っていた場合には、法第27条第1項違反には該当しないところですが、Xがオプトアウト届出事業者ではないことは当委員会のウェブサイトにより容易に確認することができ、中央ビジネスにおいてもXがオプトアウト届出事業者であるとは認識しておりませんでした。したがって、中央ビジネスがXから個人データを取得していた行為は法第20条第1項の規定に違反すると認定しております。

次に、第三者提供を受ける際の確認義務違反です。法第30条第1項におきまして、個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、当該第三者による当該個人データの取得の経緯について確認を行わなければならないとされております。本件におきまして、中央ビジネスはXから個人データを取得するに際し、初回購入時に口

頭で「盗品ではない」という旨を確認したにとどまり、それ以上にXが個人データを取得した経緯を確認していなかったのでありますから、法第30条第1項第2号の規定に違反すると認定しております。

次に、報告等の求めに対する虚偽報告についてです。当委員会は令和5年2月から同年3月にかけて「オプトアウト届出事業者に対する実態調査」を実施し、同調査に未回答、回答不十分であったとの理由から別途調査が必要であると判断した24事業者に対し、同年7月、法第146条第1項の規定により報告等の求めを実施しております。そして、中央ビジネスもこの報告等の求めを実施した事業者の一つでありました。中央ビジネスはこの報告等の求めに対し、令和5年8月3日、当委員会に対しまして令和4年4月1日から令和5年6月30日までの期間、第三者から個人データの提供を受けた件数については「0」と記載して報告してきております。中央ビジネスは、明確に判明しているものとし、少なくとも令和5年1月17日にはXから個人データを取得していたのでありますから、この0件という回答は明らかに虚偽の報告です。したがって、同報告を行った中央ビジネスの取締役の行為は法第182条第1号に該当し、また、中央ビジネスは両罰規定である法第184条第1項第2号に該当するものと認定しております。

次に、ネクストステージの法律上の問題点についてです。不適正取得につきましては、中央ビジネスと同様の法的構成で不適正取得を認定しております。

次に、第三者提供の制限違反を認定しております。法第27条第2項本文の規定により個人データの第三者提供を行うオプトアウト事業者であります。令和4年4月1日に施行された同項ただし書によりまして、法第20条第1項の規定に違反して取得された個人データについては本人同意を得ずに第三者提供することはできないとされております。ですので、本件において法第27条第2項ただし書の規定が施行された令和4年4月1日以降に法第20条第1項の規定に違反してXから取得した個人データを本人の同意なく第三者に提供していたという行為は、法第27条第1項の規定に違反するものと認定しております。

次に、第三者提供を受ける際の確認義務違反です。個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、当該第三者による当該個人データの取得の経緯を確認しなければならないとされておりますが、ネクストステージはXから個人データを取得するに際し、Xに定型文をメールで送信させるにとどまっております。当該個人データの取得の経緯を具体的に確認することはしていなかったものでありますから、第三者提供を受ける際の確認義務違反と認定をしております。

これらに対する当委員会の対応でございます。中央ビジネスにつきましては、指導を行い、今後1年間、3か月ごとに報告を求めて中央ビジネスの法遵守状況を注視していきたいと考えております。

また、虚偽報告の事実につきましては、Xとの取引が複数回あったにもかかわらず0件と明らかに故意として虚偽の報告を行ったものであり、今後の行政調査にも影響を与える

ものですので、本委員会後、直ちに刑事告発を実施することとしたいと思います。

次に、ネクストステージについてですが、指導を行い、今後1年間、3か月ごとに報告を求めてネクストステージの法遵守状況を注視していくこととしたいと思います。

本件につきましては、事案の重大性及び社会的影響の大きさに鑑み、資料2-1から2-4を公表したいと考えております。

以上です。

○小川委員長代理 ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見はございますでしょうか。

清水委員。

○清水委員 ありがとうございます。

オプトアウト事業者2社への今回の対応について意見を申し上げたいと思います。今回の対応は、現行法の枠組みにおいてはベストなものと理解しております。しかしながら、今回の権限行使からは課題もうかがわれると感じております。悪質な事業者に対して刑事告発が行われようとしている一方で、権利行使としては勧告・命令ではなく指導、報告の求めにとどまらざるを得ないことは、極めてアンバランスな感じがいたします。つまり、第三者提供を受ける際の確認義務違反であるとか、違法な第三者提供がなされた場合であっても、悪質な事業者が問題になりそうな時点で社内の違法に取得した個人情報データを削除さえすれば、勧告・命令から逃れられることになって、遵法意識の低い事業者には効果的ではないように感じます。

そこで3点意見なのですが、今後はこのような場合であっても社内体制の不備の是正を求める勧告・命令であるとか、あるいは今後検討を進める課徴金等も含めたより実効的な権限行使ができないか、検討する必要があると感じます。

また、2点目ですが、ネクストステージは違法な第三者提供を行ったと認定されているわけですが、オプトアウト事業者に当該データについての一定の措置をめぐる、例えばデータの取戻しなどといったことも考えられるのではないかと思います。

3点目ですが、このオプトアウト届出制度なのですが、現在では届出さえすればこの事業に従事できることになっているわけですが、違反行為を行った事業者には一定期間届出の効力を認めないなどという措置も検討するべきではないかと考えます。

以上です。

○小川委員長代理 どうもありがとうございました。

特に説明者から何かありますか。

○事務局 承知しました。特にございません。

○小川委員長代理 よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては

所要の手續を進めてください。

それと、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に関わる議事録、議事概要の部分を準備が整い次第、委員会のホームページに公表したいと思えます。それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。お疲れさまでした。